

遠別町住宅リフォーム助成金交付要綱

平成24年3月29日要綱第6号

(目的)

第1条 この要綱は、快適で良好な住環境の整備と定住の促進を図るため、住宅リフォーム工事に要する費用の一部を助成することに関して、助成対象及び助成金額等その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 遠別町内に存する住宅で、自己又は自己と同一世帯に属する世帯員が所有し、かつ自己が居住する建築物をいう。
- (2) 住宅等 住宅及びその住宅に付属する建築設備をいう。ただし、敷地内の主たる住宅以外の物置、車庫その他の別棟の建築物を除く。
- (3) リフォーム工事 住宅の増築、改築、修繕のうち、別表第1及びバリアフリーに資するための別表第2に掲げる工事をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者で、原則、町内施工業者（個人事業者又は法人事業者）により住宅リフォーム工事を行う者とする。

- (1) 本町に住所を有し、補助対象となる住宅に居住する者。
- (2) リフォーム工事を行う住宅の所有者。
- (3) リフォーム工事を行う住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員が町税及び町に納付すべき公共料金等を完納していること。
- (4) 介護保険制度及び福祉制度など他の制度による住宅の改造、補修に係る補助金又は助成金の交付を受けていない者。

(助成対象工事)

第4条 助成金の交付対象となるリフォーム工事は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第1に定めるリフォーム工事については、工事に要する費用が50万円以上（消費税含む。）で、申請年度の3月10日までに工事を完了し、かつ当該年度内に実績の報告が可能であること。
- (2) 別表第2に定めるリフォーム工事については、工事に要する費用が10万円以上（消費税含む。）で、申請年度の12月31日までに工事を完了し、かつ当該年度の1月15日までに実績の報告が可能であること。

(助成対象住宅)

第5条 助成金交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 一戸建ての住宅等
- (2) 長屋建ての住宅（ただし、居住の用に供する専有部分を交付対象とする。）
- (3) 併用住宅（ただし、住宅部分のみを交付対象とする。）

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、次の各号に定める額を合算した額を限度とする。

- (1) 別表第1に定めるリフォーム工事に要する費用に25%を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、その額が25万円を超える場合は、25万円とする。

(2) 別表第2に定めるリフォーム工事に要する費用に25%を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、その額が25万円を超える場合は、25万円とする。

2 この要綱に基づく助成金の交付は、当該住宅について別表第1及び別表第2に掲げる工事、それぞれ一度限りとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、遠別町住宅リフォーム助成金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、リフォーム工事着工の7日前までに町長に申請しなければならない。

- (1) リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真
- (2) リフォーム工事内容を明らかにする図面
- (3) リフォーム工事見積書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付の可否を決定し、遠別町住宅リフォーム助成金交付決定通知書(様式第2号)又は遠別町住宅リフォーム助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(工事内容の変更等)

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、助成金の交付の決定を受けた後に、対象事業を変更又は中止しようとするときは、遠別町住宅リフォーム変更(中止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、対象事業の変更又は中止を認めたときは、遠別町住宅リフォーム変更(中止)承認書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、助成金交付対象工事が完了したときは、完了後14日以内に遠別町住宅リフォーム助成金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事の完成写真
- (2) リフォーム工事に要した費用に係る領収書の写し

(助成金の額の確定)

第11条 町長は、申請者から前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を決定し、遠別町住宅リフォーム助成金額確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により助成金の額の決定を受けた者は、当該通知を受けた日から14日以内に、遠別町住宅リフォーム助成金請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第13条 町長は、申請者が虚偽その他不正の行為により助成金の交付を受けたときは、交付の決定を取り消し、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成25年3月29日要綱第8号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日要綱第12号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月16日要綱第9号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条・第4条・第6条関係）

区分	リフォーム工事の内容
増築 面積10㎡以上の住宅	既存の住宅部分の存しない箇所に、住宅部分の床面積を増床する工事又は住宅部分以外の部分を住宅部分に変更し、住宅部分の床面積を増床させる工事をいう。
改築	既存の住宅部分の一部を取り壊し、当該住宅部分が存した箇所に住宅部分を改めて建築する工事をいう。
修繕	<p>住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させるための工事で、次の各号に掲げる工事とする。</p> <p>(1) 基礎、土台、柱、筋交い等の修繕工事又は補強工事</p> <p>(2) 外壁、屋根、内壁、天井等の修繕工事</p> <p>(3) 塗装工事</p> <p>(4) 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事</p> <p>(5) 避難設備、防火設備、換気設備等の設備工事</p> <p>(6) 外壁、屋根等の防火性能を高める工事</p> <p>(7) 間取りの変更等模様替えを行う工事</p> <p>(8) 開口部等を設ける工事</p> <p>(9) 台所、浴室又は便所を改良する工事</p> <p>(10) 建具の取替え等の工事</p> <p>(11) 壁紙の張り替え及び畳の表替え工事</p> <p>(12) 断熱改修工事、気密改修工事又は遮音工事</p> <p>(13) その他町長が必要と認める工事</p>

別表第2（第2条・第4条・第6条関係）

区分	リフォーム工事の内容
修繕	<p>住宅のバリアフリー化に資するための工事で、次の各号に掲げる工事とする。</p> <p>(1) 手すりの設置工事（機能の向上や改善を伴わない単なる付け替えは除く。）</p> <p>(2) 床の段差解消、スロープ設置などの工事（付随して行わなければならない壁や建具等の改修を含む。）</p> <p>(3) 滑りにくい床材への改修工事</p> <p>(4) 引き戸などへの建具の取り替え、ドアノブの取り替えなどの工事</p> <p>(5) 和式便器を洋式便器に取り替え、及び、その際の洗浄機能付き便座の設置（便器の取り替えに伴う場合に限る。）工事</p> <p>(6) 階段の改修工事（回り段の解消など。）</p> <p>(7) 浴室の改修工事（段差解消や落とし込み浴槽など、機能の向上や改善を伴う場合に限り、それらを伴わない単なるユニットバス化などは除く。）</p> <p>(8) その他、住宅のバリアフリー化に資するものとして町長が認める工事</p>